

オフィス恩

ちょっと Chat

社労士事務所オフィス恩 代表 橋本 麻由美 (はっしい)
 特定社会保険労務士・キャリアコンサルタント
 行動指針作りアドバイザー・承認コミュニケーター
 日本褒め言葉カード協会インストラクター
 持ち味ファシリテーター
 日本ストレスチェック協会ファシリテーター

花の名前...
 読みも難しい。
 書けません(笑)

蒲公英
 躑躅
 花車・扶郎花



障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化

◆法定雇用率が令和8年に 2.7%に

令和5年度より、「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令(令和5年政令第44号)」などの公布により、障害者の法定雇用率が引き上げられることになりました。

民間企業の法定雇用率は、令和5年度は現行の 2.3%のまま据え置きとなり、令和6年4月に 2.5%、令和8年7月に 2.7%に段階的に引き上げられることとなります。つまり、現在、従業員を 43.5 人以上雇用している事業主は、障害者を1人以上雇用しなければなりません。令和6年4月からは 40 人以上、令和8年7月からは 37.5 人以上に1人の割合で障害者の雇用が義務付けられることとなります。

また、障害者を雇用しなければならない事業主は、毎年6月1日時点での障害者雇用状況をハローワークへ報告、障害者雇用推進者を選任(努力義務)する必要があります。

事業主のみなさまへ

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point ① 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度		令和6年4月		令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒	2.5%	⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上		40.0人以上		37.5人以上

▶ 障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任(努力義務)

◆除外率は10%引下げに

障害者の雇用が一般的に難しい業種について、雇用義務の軽減を認める「除外率制度」は、令和7年4月からはそれぞれ10ポイント引き下げられます。除外率設定業種としては、貨物運送取扱業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、警備業、建設業・湾港運送業、医療業、高等教育機関、鉄鋼業、金属鉱業、児童福祉事業、特別支援学校、小学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園等があります。

◆障害者の算定方法が変更

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間で働く精神障害者については、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。また、令和6年4月からは、週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者および重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

その他、障害者雇用のための事業主支援の強化のために、雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金の新設や、既存の障害者雇用関係の助成金の拡充が予定されています。

【厚生労働省リーフレット「障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001064502.pdf>



先月のオフィス恩の活動

障害年金のサポートをさせていただいた方のご家族様よりキャリアカウンセリングのお申し込みがありました。障害のあるご家族様と暮らしながら、ご自身のキャリアについて考える時間を取りたいということでした。誰にも話せないお気持ちや現在考えていることなどを語っていただき、ご自身なりの道を選択するためのほんの少しのお手伝いできたのかなと感じました。家族も第二の患者とよく耳にします。家庭での役割、職場での役割、個人としてどう生きたいかなど、戸惑いながらも前に進まれるお姿にこちらが励まされる想いでした。

～ON (オフィス恩) ⇒ OFF (プライベート)～

いよいよ花粉症もピークに・・・風邪症状、喘息発作などがあり耳鼻科のお世話になりました。お薬がもともと苦手なので、この時期は本当につらいです・・・桜もチューリップも美しく、春の苦みも美味しい季節で大好きなのですが（泣）

★今月の御朱印★
京都の仁和寺。春は桜が有名ですね。今年には行けなかったけど・・・SNSで美しい桜をたくさん拝めました！



では、また来月もよろしくお願いいたします！